

三重県設計変更ガイドライン

令和7年7月

三 重 県

目 次

I 設計変更ガイドライン	1
はじめに	1
1 設計変更ガイドライン策定の背景	3
1－1 土木請負工事の特徴	3
1－2 適切な設計変更の必要性	3
1－3 ガイドライン策定の目的	3
2 設計変更が適切に実施されるためには	4
2－1 契約図書への位置づけ	4
2－2 発注者・受注者の留意事項	5
(1) 発注者の留意事項	
(2) 受注者の留意事項	
3 設計変更	7
3－1 設計変更の基本事項	7
(1) 用語の定義	
(2) 主な設計変更の手続きフロー	
(3) 主な設計変更とその根拠条文	
(4) 設計変更の対象とならない場合	
(5) 設計変更の対象となる場合	
3－2 設計変更の対象となる場合の具体的な事例と手続き	10
3－2－1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く) (契約書第18条第1項第1号)	11
3－2－2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (契約書第18条第1項第2号)	11
3－2－3 設計図書の表示が明確でない場合 (契約書第18条第1項第3号)	12
3－2－4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 (契約書第18条第1項第4号)	12
3－2－5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約書第18条第1項第5号)	13
3－2－6 発注者が必要と認め、変更する場合 (契約書第19条)	14
3－2－7 工事を一時中止すべき場合 (契約書第20条)	15
3－2－8 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合 (契約書第18条第1項第1号～5号及び共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-3)	17

3-2-9 受注者からの請求による工期の延長（契約書第22条）	20
3-2-10 発注者の請求による工期の短縮等（契約書第23条）	21
3-3 設計変更に関わる資料の作成	22
（1）設計照査に必要な資料作成	
（2）設計変更に必要な資料作成	
4 関連事項	23
4-1 指定と任意の正しい運用	23
4-2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	24
5 条件明示について	25
参考資料	34
1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱 （令和6年7月1日）（抜粋）	
（1）〔第1号様式の2〕建設工事請負契約書の条項（抜粋）	
（2）〔第15号様式〕工期延長願	
2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月（抜粋）	
3. 三重県建設工事設計変更要領 （令和6年7月1日）（抜粋）	
4. 工事監理連絡会	
（1）「工事監理連絡会」の実施要領の一部改定について（通知） （抜粋）	
（2）三重県「工事監理連絡会」実施要領 （令和2年8月1日）	
（3）「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 （令和2年8月1日）	
Ⅱ 設計変更事例	61

I 設計変更ガイドライン

はじめに

土木工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更しなくてはならない場合がある。

改正公共工事品質確保法（平成26年6月4日公布・施行 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律）（以下「改正品確法」という。）においては、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うことが発注者の責務として明示されたところである。

また、改正品確法に基づき策定された運用指針（平成27年1月30日）に変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続きの例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用するとされた。

このため三重県では、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）により契約した工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる設計変更ガイドライン（案）を平成26年度に策定し平成27年4月より適用しているところである。

しかしながら、国においては、平成27年度に改正品確法を踏まえた土木工事の設計変更ガイドラインの改定を行っており、また、三重県においては、設計変更ガイドラインが運用から1年を経過したため平成27年度末に受発注者アンケートを実施し、ガイドラインの効果などの検証を行っている。

このような中、国の改定内容や検証した結果などから、「改正品確法を踏まえ、かつ、より活用しやすいガイドラインとする」ため、今般、三重県設計変更ガイドラインを改定するものである。

なお、本ガイドラインについては、今後においても必要事項については訂正、追加していくものである。

【 改定履歴 】

平成 2 7 年 3 月 策定 （平成 2 7 年 4 月適用）

平成 2 9 年 7 月 改定

令和 2 年 8 月 一部改定

令和 6 年 7 月 改定

令和 7 年 7 月 改定

1 設計変更ガイドライン策定の背景

1-1 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

1-2 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に、「請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

1-3 ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

本ガイドラインは、建設工事請負契約書により契約した工事を対象に、設計変更を行う際に、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とする。

2 設計変更が適切に実施されるためには

2-1 契約図書への位置づけ

●ガイドラインの運用の徹底を図るため、三重県公共工事共通仕様書に記載

＜三重県公共工事共通仕様書＞

1-1-1-3 設計図書の照査等

4. 三重県設計変更ガイドライン

「三重県設計変更ガイドライン」に基づき照査を実施するものとする。

1-1-1-52 設計変更等

設計変更、一時中止等については、契約書第 18 条～第 25 条及び 1-1-1-17～1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「三重県設計変更ガイドライン」（三重県）及び「工事一時中止に係わるガイドライン」（三重県県土整備部）、「農業農村整備事業における工事一時中止に係るガイドラインについて」（三重県農林水産部）、「漁港漁場関係工事における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県農林水産部）、「森林整備保全事業における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県農林水産部）、「三重県企業庁が所管する工事における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県企業庁）による。

掲載箇所：三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照

2-2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者の留意事項

工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に必要な施工条件等を明示**する。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

- 受注者から設計図書についての確認を請求されたとき又は自らが契約書第18条第1項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、**調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知**しなければならない。

（契約書第18条第2項及び3項）

- 工事施工の円滑化を図るため、重要構造物を含む工事や現場条件に不確定要素があり現場精査により構造物の設計に設計変更が生じる恐れのある工事、作業工程に制約のある工事等は、受注者、設計者及び発注者が参加して、設計図書と現場の整合性・設計意図の確認等を行い、必要な設計変更の対応について協議する「**工事監理連絡会**」*²を必要に応じ活用することとなっている。

該当工事は特記仕様書（施工条件明示一覧表）に明記する。

*2「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、**必要な指示、協議等を書面で行う**こと。
（契約書第1条第5項、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。） 第1編第1章第1節 1-1-1-2）

- 工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要が生じた場合は、**速やかに工事中止を指示**すること。

（契約書第20条）

- 設計変更後の工期や請負代金額は**受注者と協議**して定める。

（契約書第24条、25条）

（２）受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。

適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。

- 工事の施工前および施工途中において設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに監督員に書面により通知して、確認を求めなければならない。

（契約書第 18 条第 1 項、第 1 条第 5 項、共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-3）

- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知、指示に従い施工する。（独自の判断で施工しない）

但し、契約書第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない。

（契約書第 18～25 条等、共通仕様書第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-17～1-1-1-18 等）

3 設計変更

3-1 設計変更の基本事項

(1) 用語の定義

- 設計変更

当初の契約における設計図書を、発注者が、指示等をした内容及び設計図書の変更の対象となることを認めた内容に基づき、発注者が変更することをいう。

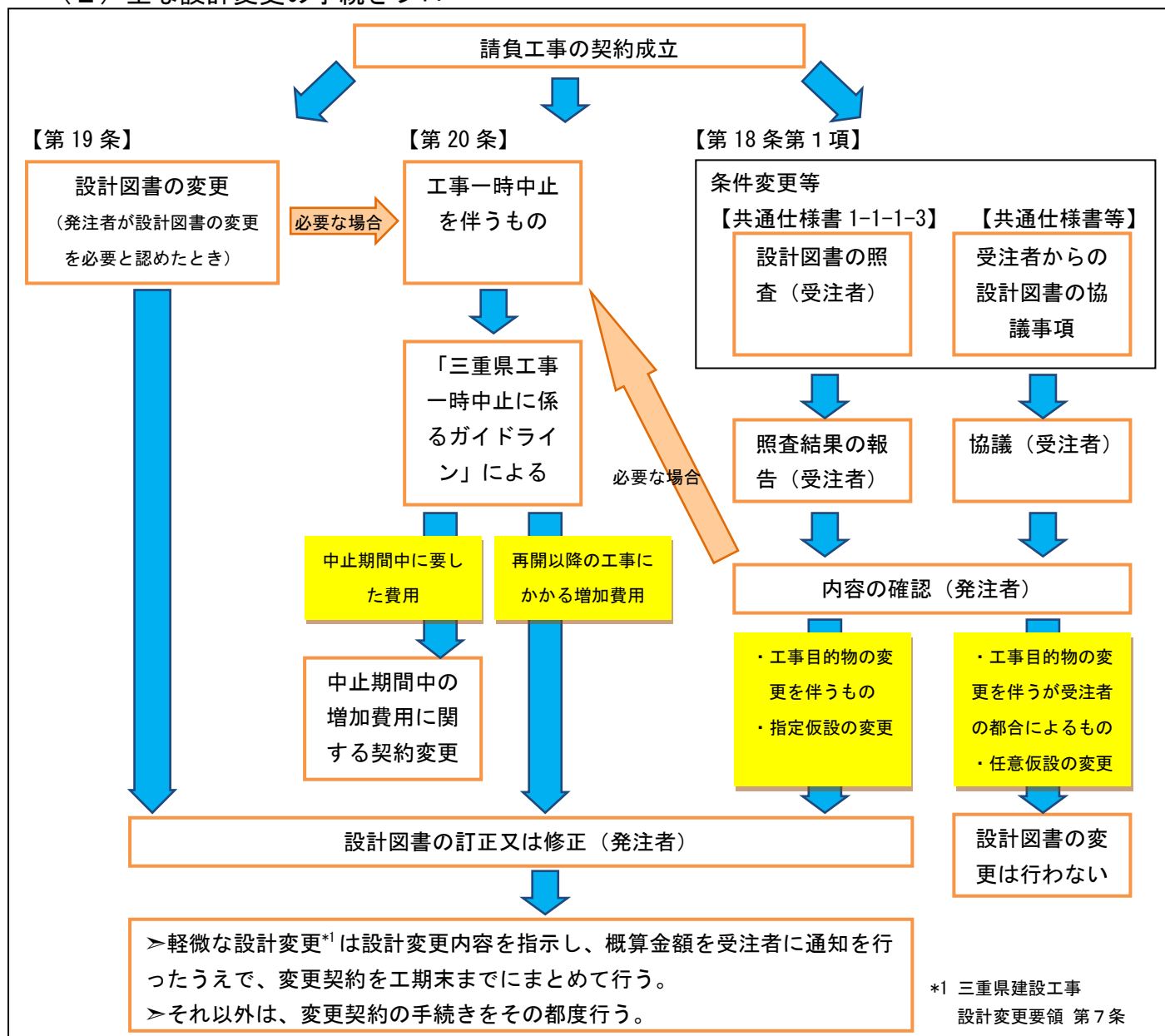
(契約書第 18 条、19 条等)

- 変更契約

設計変更等に伴う工期の変更又は請負代金額の変更の決定に基づき契約の変更を行うことをいう。

(契約書第 24 条、25 条等)

(2) 主な設計変更の手続きフロー



(3) 主な設計変更とその根拠条文

三重県の契約書では、設計変更を行う場合について次のように規定している。

表 1 主な設計変更とその根拠条文

主な設計変更	根 拠	具体的な事例 と手続き
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	契約書第18条 第1項第1号	3－2－1
2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	契約書第18条 第1項第2号	3－2－2
3 設計図書の表示が明確でない場合	契約書第18条 第1項第3号	3－2－3
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	契約書第18条 第1項第4号	3－2－4
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状況が生じた場合	契約書第18条 第1項第5号	3－2－5
6 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合	契約書第19条	3－2－6
7 工事用地等の確保ができない等のため又は自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときで、発注者が工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合	契約書第20条 第1項	3－2－7
8 発注者が、受注者が行う「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合	契約書第18条 共通仕様書 第1編第1章第 1節 1-1-1-3	3－2－8

※ 上記以外にも契約書では、「特許権の使用（契約書第8条）」、「支給材料及び貸与品（契約書第15条）」、「設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第17条）」、「受注者の請求による工期延期（契約書第22条）」、「発注者の請求による工期短縮等（契約書第23条）」などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

(4) 設計変更の対象とならない場合

【基本事項】

下記のような場合は、原則として設計変更の対象とならない。

(ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）での対応の場合はこのかぎりではない)

- ア. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- イ. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答のない時点で施工を実施した場合。
- ウ. 「承諾」で施工した場合。
- エ. 契約書・共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
(契約書第 18 条～25 条等、共通仕様書 第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-17～1-1-1-18 等)
- オ. 正式な（指示・協議等）書面よらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合。

(5) 設計変更の対象となる場合

【基本事項】

下記のような場合においては、設計変更が可能である。

- ア. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続きが必要。）
- イ. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ウ. 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
- エ. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- オ. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- ア. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- イ. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書、共通仕様書にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- ウ. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- エ. 三重県建設工事設計変更要領第 7 条に規定する「軽微な設計変更」の設計変更を行う場合は「様式 3 軽微な設計変更通知書」に概算金額の記載を行う。
なお、記載する概算金額は、「参考値」であり、請負代金増加（減少）額を拘束するものではない。

※様式 3 に記載する概算金額とは、当該通知書の設計変更による概算増加（減少）額。

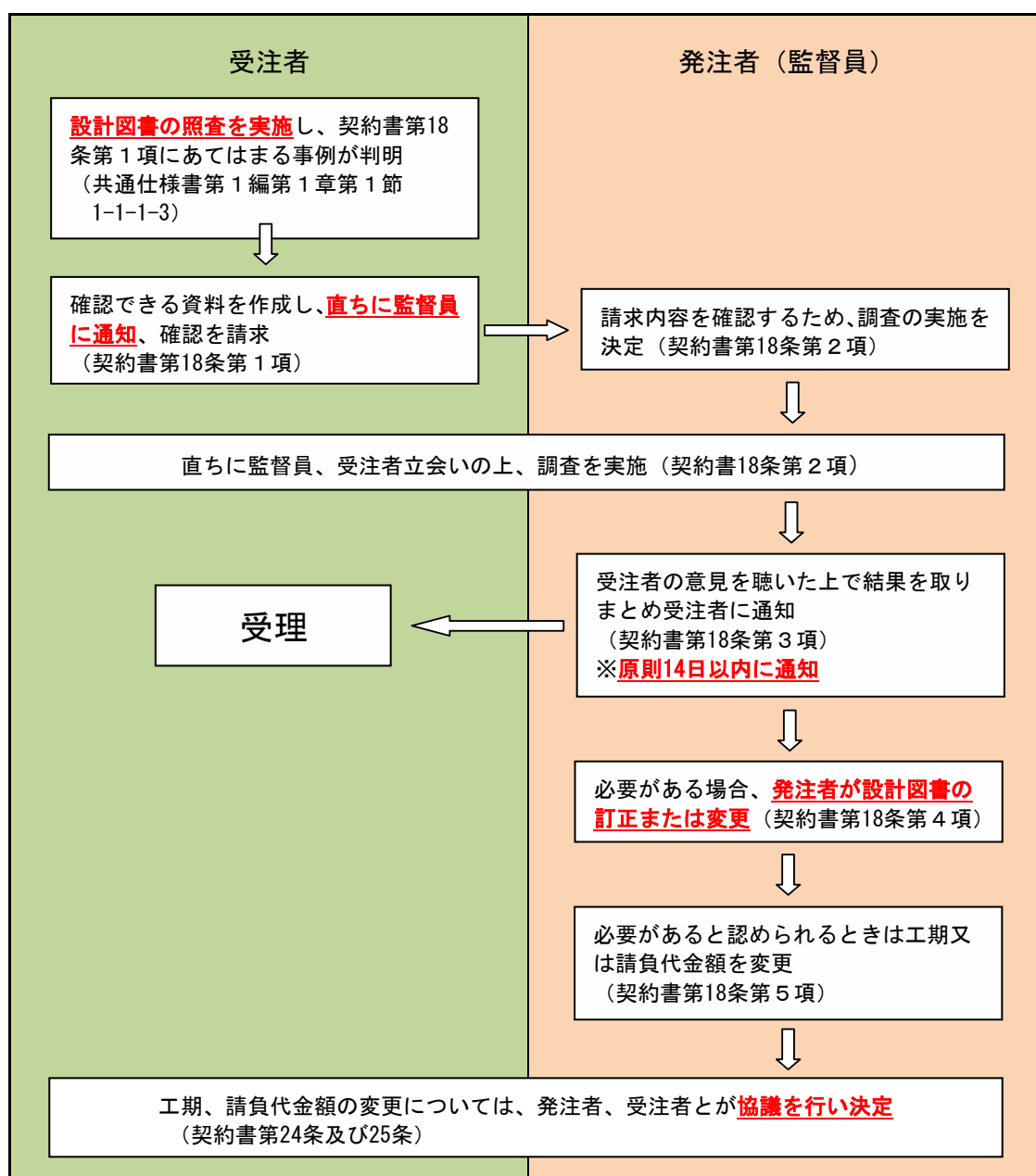
3-2 設計変更の対象となる場合の具体的な事例と手続き

工事を実施して行く中で、3-1(3)の表1に示した理由等により、当初の設計図書どおりに工事を施工できない場合がある。

このような場合には、工事の目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになる。

以下に、主な設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、請負代金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示す。

図1 設計図書が互いに一致しない場合の手続き（3-2-1～3-2-5共通）



3-2-1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
(契約書第18条第1項第1号)

➤図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当であるため、図面、仕様書、特記仕様書等が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。

【具体的な事例】

- ア. 図面と仕様書又は工事数量総括表でH鋼の規格が一致しない
- イ. 図面と仕様書又は工事数量総括表で管の口径が一致しない
- ウ. 図面と仕様書又は工事数量総括表の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない

【設計変更を行うまでの手続き】

設計図書が互いに一致しないことが判明した時点から、設計変更するまでに発注者（監督員）と受注者が行う手続きを、図1に示す。

3-2-2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）

➤受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

【具体的な事例】

- ア. 同一部分の舗装構成等の記載が図面によって異なっている
- イ. 条件明示をする必要があるにも係わらず、土質に関する条件明示がない
- ウ. 条件明示をする必要があるにも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない
- エ. 条件明示をする必要があるにも係わらず、使用する部材の品質等が明示されていない

【設計変更を行うまでの手続き】

3-2-1と同様。

3-2-3 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項第3号）

➤設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

【具体的な事例】

- ア. 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない（運転条件などの指定を行う場合）
- ウ. 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない

【設計変更を行うまでの手続き】

3-2-1と同様。

3-2-4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 （契約書第18条第1項第4号）

➤4号は、設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合についてのことである。

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

【具体的な事例】

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない
- イ. 設計図書に明示された地盤又は岩盤高と工事現場の地盤又は岩盤高が一致しない
- ウ. 設計図書に明示された施工上の制約となる河川水位が工事現場と大きく異なる
- エ. 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない
- オ. 設計図書に明示された既設構造物の形状と工事現場の形状が一致しない
- カ. 設計図書に明示された三重県認定リサイクル製品が入手できない
- キ. 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が現地の規制と一致しない
- ク. 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた
- ケ. 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない

【設計変更を行うまでの手続き】

3-2-1と同様。

3-2-5 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）

➤5号は、当初は、予想することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についてのことである。

自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる。

なお、すでに存在しており予想することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第2号の適用となる。

【具体的な事例】

- ア. 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった
- イ. 予見できなかった地中障害物が発見され、調査が必要となった
- ウ. 予見できなかった振動が発生し、振動対策が必要となった
- エ. 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった

【設計変更を行うまでの手続き】

3-2-1と同様。

3-2-6 発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条）

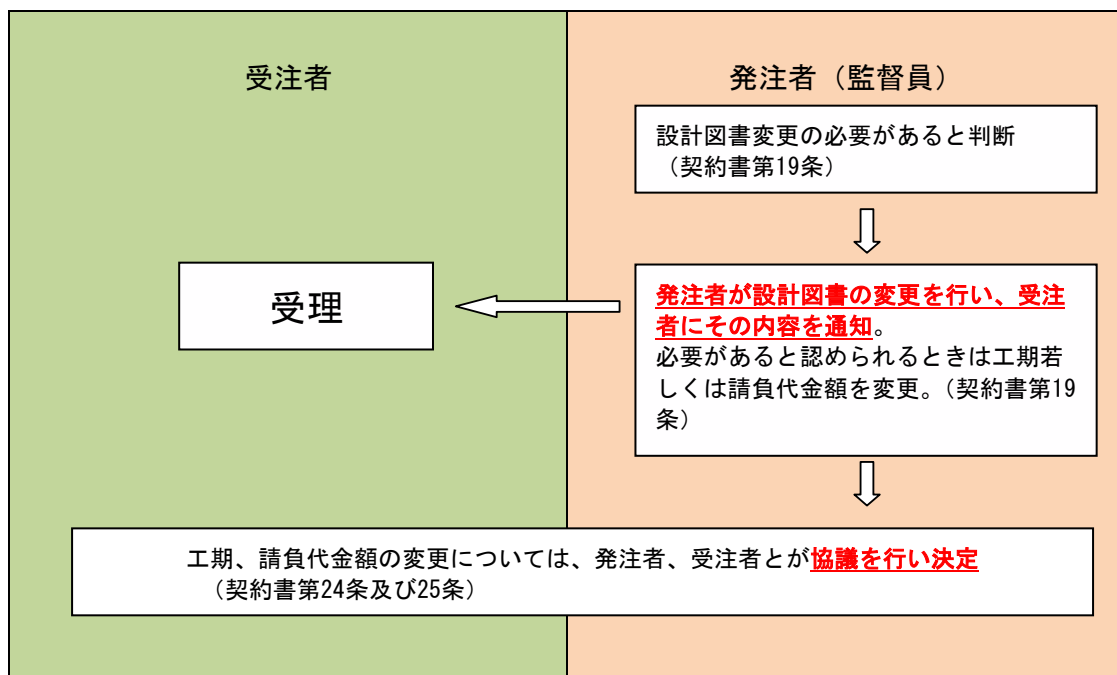
➤発注者は、その都合によって設計変更を行う場合についてのことである。

【具体的な事例】

- ア. 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する
- イ. 警察、河川・鉄道等施設の管理者、電気・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工種の追加をする
- ウ. 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する

【設計変更を行うまでの手続き】

図2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き（3-2-6）



3-2-7 工事を一時中止すべき場合（契約書第20条）

三重県工事一時中止に係るガイドラインを参照

➤受注者の責に帰すことができないものにより工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。（契約書第20条第1項）

（ ➤上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。（契約書第20条第2項） ）

➤一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

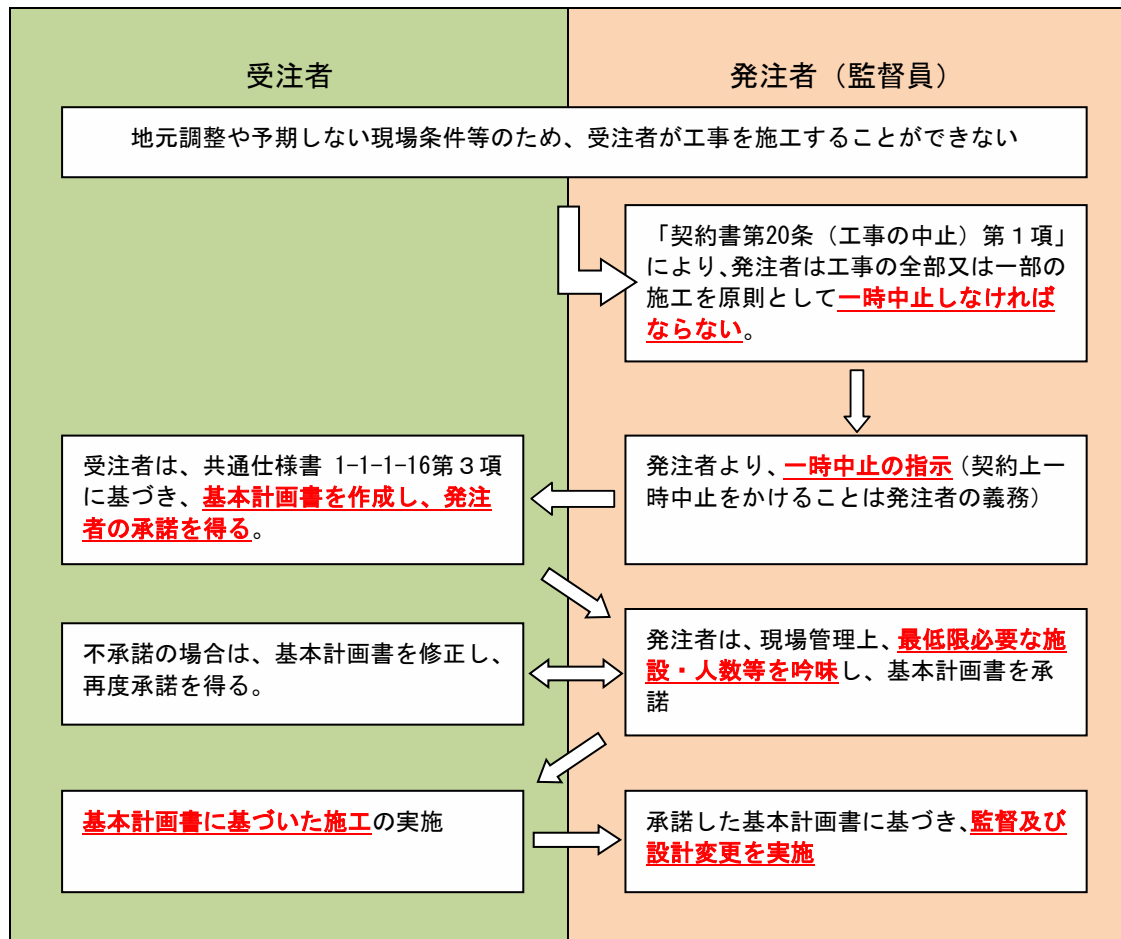
【具体的な事例】

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ウ. 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- エ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- オ. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- カ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- キ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ク. 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

【工事一時中止を行う場合の手続き】

詳細は、三重県工事一時中止に係るガイドラインを参照。

図3 工事一時中止を行う場合の手続き（３－２－７）



3-2-8 発注者が「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を指示した場合

(契約書第18条第1項第1号～5号及び共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-3)

◆契約書及び共通仕様書において設計照査の実施は受注者の責務

(1) 契約書第18条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2) 共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則

1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とは上記(2)最終行「更に詳細な説明又は書面の追加」を指す

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

◆「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

【具体的な事例】

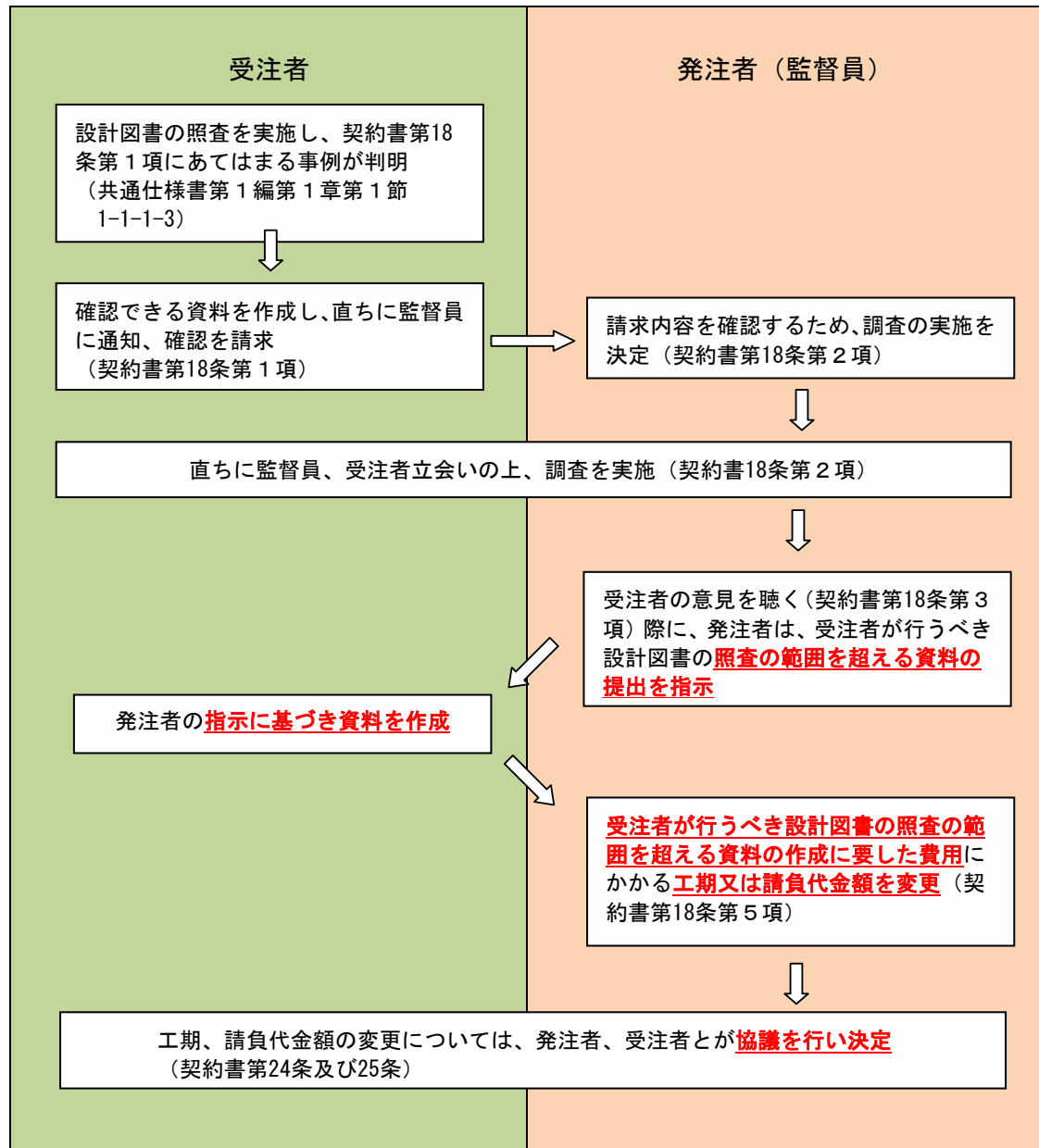
受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる作業の事例

- ア. 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。
- イ. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ウ. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの。
- エ. 現地測量の結果、新たな構造物の図面作成をする必要があるもの。
- オ. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- カ. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- キ. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計での修正が必要となるものを含む。)
- ク. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ケ. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- コ. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- サ. 構造物の応力計算を伴う照査。
- シ. 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ス. 設計根拠まで遡る設計図書の見直し、必要とする工費の算出。
- セ. 舗装修繕工事の縦横断面設計。(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、共通仕様書第3編第2章第6節 3-2-6-15 路面切削工、3-2-6-17 オーバーレイ工等に該当し縦横断面設計を行うものは設計図書の照査に含まれる)
- ソ. 当初の設計図書が標準断面図のみの場合の縦横断面設計。

※適正な設計図書に基づく出来形数量の算出及び工事完成図の作成については、受注者の費用負担によるものとなります。

【設計変更を行うまでの手続き】

図4 設計図書の照査の範囲を超える指示をした場合の手続き（3-2-8）



3-2-9 受注者からの請求による工期の延長（契約書第22条）

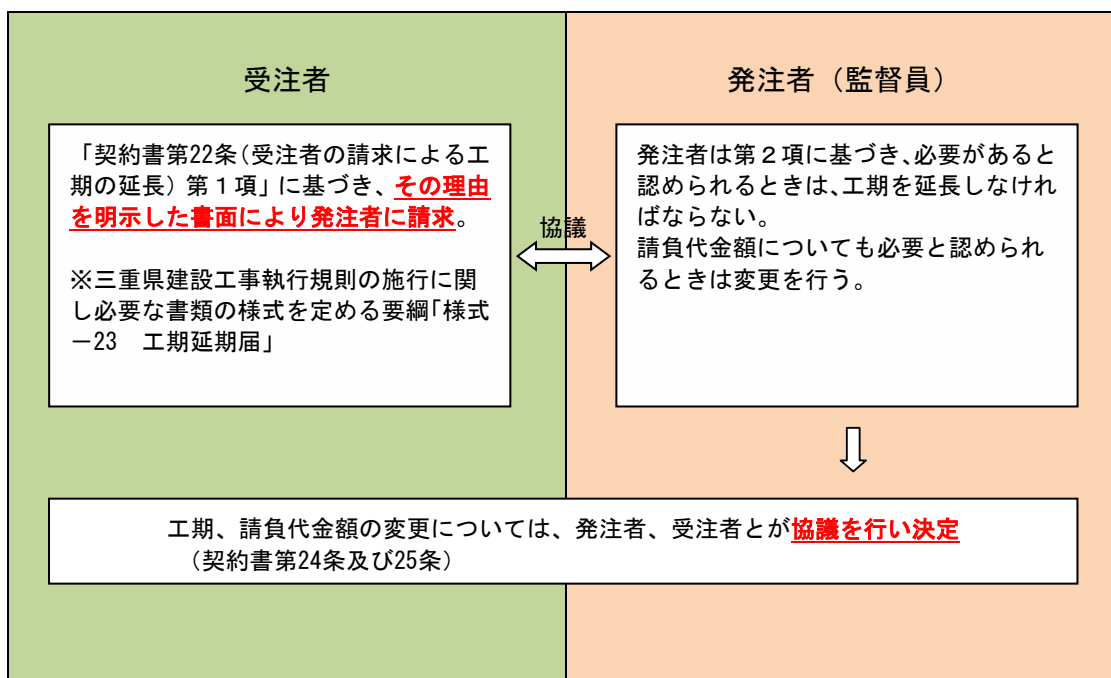
➤受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者へその理由を明示した書面により工期の延長変更を請求することができる。

【具体的な事例】

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

【設計変更を行うまでの手続き】

図5 受注者からの請求による工期の延長の場合の手続き（3-2-9）



3-2-10 発注者の請求による工期の短縮等（契約書第23条）

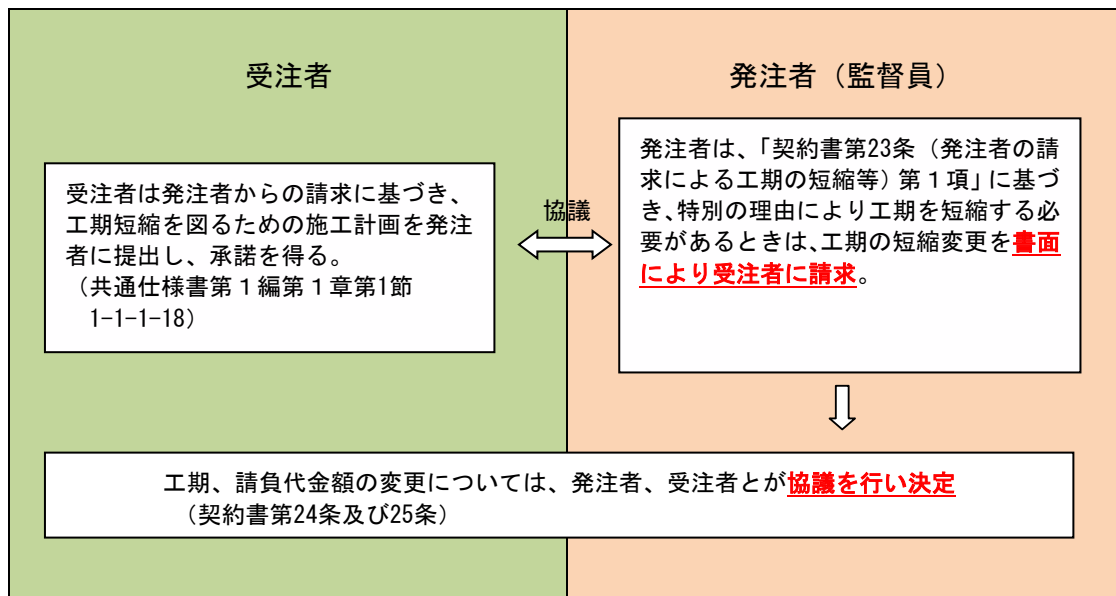
➤発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

【具体的な事例】

- ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

【設計変更を行うまでの手続き】

図6 発注者の請求による工期の短縮の場合の手続き（3-2-10）



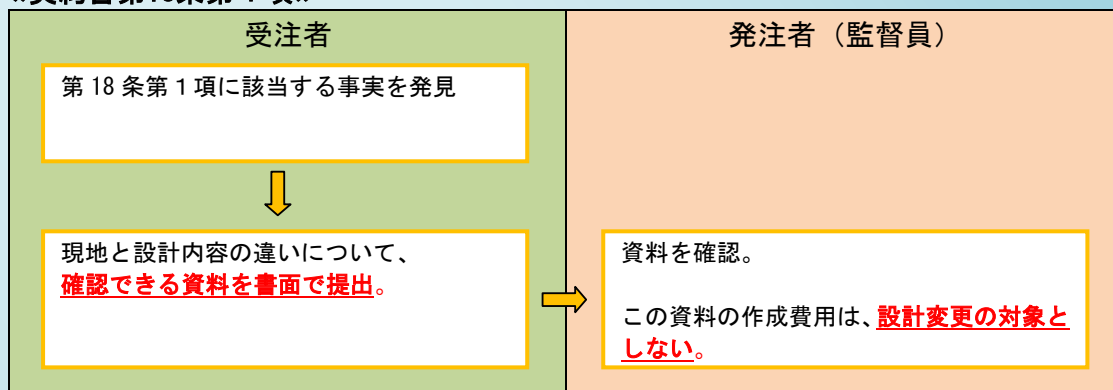
3-3 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して契約書第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象としない。

《契約書第18条第1項》

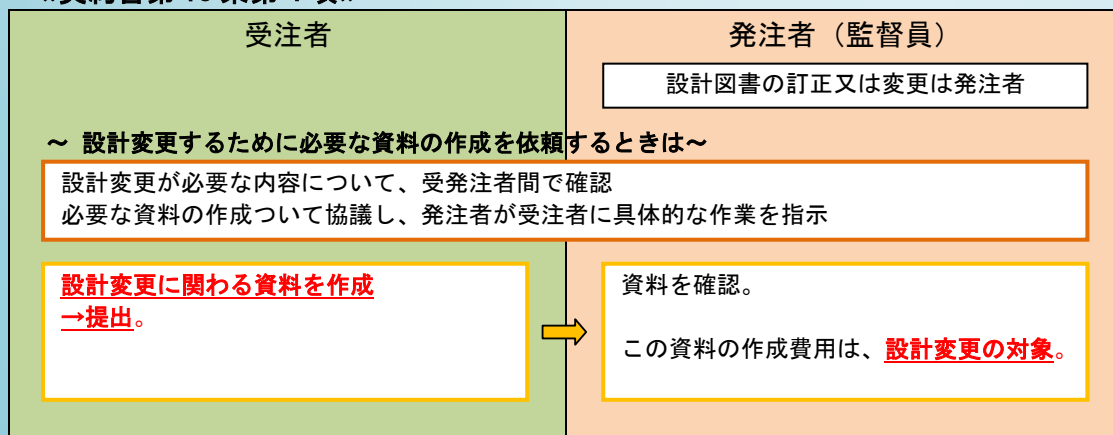


(2) 設計変更に必要な資料作成

契約書第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ア. 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- イ. 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ウ. 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- エ. 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、設計変更の対象とする。

《契約書第18条第4項》



4 関連事項

4-1 指定と任意の正しい運用

指定と任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

※ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない)

発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

表2 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に指定するもの (契約条件として位置付け)	仮設、施工方法等について指定しないもの (契約条件ではないが、参考図として明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある)
仮設、施工方法等の変更	発注者の指示等が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
仮設、施工方法等に変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

【指定仮設とすべき事例】

- ア. 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合
- イ. 仮設構造物を一般交通に供する場合
- ウ. 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- エ. 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- オ. その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- カ. 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

4－2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・ 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭等では受け付けない。
（入札心得 2（24））

【契約後】

- ・ 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。
また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。
（共通仕様書 1－1－1－3 設計図書の照査等）

5 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示する。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応する。

なお、特記仕様書（施工条件明示一覧表）による「明示項目及び明示事項」については、表3を参考に記載漏れが無いようにする。

表3 明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕期間を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. その他上記に類する内容
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 5. その他上記に類する内容
公害対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、時期 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 5. その他上記に類する内容

安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 6. その他上記に類する内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮設道路を設置する場合 (1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容 3. その他上記に類する内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 水替工（締切排水工）が必要である場合は、その内容 3. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 4. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 5. その他上記に類する内容
建設発生土・産業廃棄物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、建設発生土の受入場所及び仮置き場所までの距離等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件 4. その他上記に類する内容
工事支障物件関係	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物件が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等 3. その他上記に類する内容
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容 3. その他上記に類する内容

再生材使用関係	1. 再生材使用の指定がある場合は、再生材の種類、再生材が使用できない場合の措置等 2. 三重県リサイクル認定製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について指定がある場合は、その品名、規格等 3. その他上記に類する内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品目、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 4. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 5. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 6. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 7. 給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等 8. 現場環境改善費適用工事の場合は、その内容 9. その他上記に類する内容
適用条件 他	1. 当該工事に適用する特記仕様書、基準等がある場合は、その内容 2. 監督の区分（一般監督または重点監督）、重点監督の場合は、対象工種 3. 入札・契約方式を指定する場合は、その種類、内容等 4. 電子納品を指定する場合は、その内容 5. 産業廃棄物税について指定する場合は、その内容 6. 県内企業使用、管内企業優先使用を指定する場合は、その内容 7. 建設資材の県内産製品優先使用を指定する場合は、その内容 8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について指定する場合は、その内容 9. 工事实態調査を行う場合は、その内容 10. 社会保険未加入対策を行う場合は、その内容 11. その他上記に類する内容

◆特記仕様書 記載例

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☒ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：●●道路改良工事 三重県●●事務所)	☒ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☒ 施工順序の調整 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☐ 制限する工種名 () 施工時期及び施工時間 () 施工方法 ()
	☒ 他機関との協議が未完了	☒ 協議が必要な機関名 (●●鉄道株式会社【基礎杭：鉄道運行時間外施工】) 協議完了見込み時期 (令和○○年○○月○○日予定)
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ())
	☐ 余裕期間設定工事	☐ 発注者指定方式 本工事は、契約締結日から令和 年 月 日[着手日前日]までの余裕期間を設定する工事である。このため、本工事の着手日は令和 年 月 日とする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 ☐ 任意着手方式 本工事は、契約日から令和 年 月 日[着工期限前日]までの間に余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に余裕期間の期間内で着手日を決定して発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日）を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任（監理）技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事続行不能届を提出しなければならない。
	☒ その他 (埋蔵文化財の事前調査)	☒ その他 (埋蔵文化財の事前調査が必要【掘削作業時；随時】)
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図等 ☐ No. ~No. ☐ 別途協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議)
	☒ 仮設ヤードの有無	☒ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☒ 民有地 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 仮設ヤード使用期間 (令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日) ☒ 仮設ヤードからの運搬距離 (L=○○km) ☒ 使用条件・復旧方法 (ブルーシートで田面の養生が必要 原型復旧)
	☒ その他 (工事に必要な土地の借地料)	☒ その他 (別途三重県で契約)
公害対策関係	☒ 施工方法の制限あり	☒ 制限項目 (☐ 騒音 ☒ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他 ()) ☒ 施工方法等 (☒ 指定工法名 (●●工法) ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工時期 ()
	☒ 事業損失防止に関する調査あり	☒ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☒ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 調査方法 (☐ 別途資料 ☒ その他 (別紙、振動測定仕様書による) ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☒ 交通安全施設等の指定あり	☒ 交通安全施設等の配置 (☒ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 交通誘導警備員の配置 (☒ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 (注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☒ 交通誘導警備員の配置時間 (別添資料による) ☐ 交通誘導警備員の配置期間 () ☒ 交通誘導警備員配置の対象工種 (別添資料による)
	☒ 近接施設等に対する制限	☒ 既存施設あり ・近接公共施設 (☒ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ・近接施設 (☐ 擁壁 () ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 ()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☒ 工法制限あり ・制限を受ける工種 (基礎杭工 ()) ・制限内容 (夜間施工 (〇:〇〇～〇:〇〇) ())
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 現場での安全確保 (自主施工の原則)	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
工事用道路関係	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☒ 仮設道路の設置条件あり	☒ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別添図等 ☒ その他 (原型復旧) ☐ 別途協議) ☐ 用地及び構造 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 安全施設 (☒ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☒ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 (☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 転用あり (回) ☐ 兼用あり () ☒ その他(当該工事で設置した仮土留を●●工事へ引き渡すこと(引渡日:令和〇〇年〇〇月〇〇日予定))
	☐ 水替工(締切排水工)	☐ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工(締切排水工)の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数: 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ ☐ その他 ()
	☒ 仮設物の構造及び施工方法の指定	☒ 構造及び設計条件 (☒ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☒ 施工方法 (●●工法)
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
建設発生土・産業廃棄物関係	☒ 建設発生土受入地の指定あり	☒ 受入地の条件 (☒ 別添図面 ☒ 運搬距離(L= 〇〇 km) ☐ 受入料金あり ☒ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他 ())
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。(☐ 暫定運搬距離L= km、 ☐ その他 ())
	☒ 産業廃棄物の処理条件あり	☒ 産業廃棄物の種類 (☒ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他 ()) ☒ 産業廃棄物の処分地 (☒ 再生処分場 () ☐ 最終処分場 () ☐ 別添図書 ☐ その他 () ☐ 別途協議) 【注:特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 ☐ 処分場の受入条件 () ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。 ☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	☐ その他 ()	☐ その他 ()
工事支障物件関係	☒ 工事支障物件あり	☒ 支障物件名 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☒ その他(光ケーブル(●●株式会社)) ☒ 移設時期 (☒ 令和 〇〇年 〇〇月 頃 ☐ 別途協議) ☐ 防護 ()
	☒ その他	☒ その他(監督員及び●●株式会社担当者と立会後試掘すること)

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
薬液注入関係	☒ 薬液注入工法等の指定あり	☒ 設計条件（仕様書参照） ☒ 設計条件（仕様書参照） 工法区分（●●工法） 注入量（仕様書参照） 材料種類（仕様書参照） 施工範囲（仕様書参照） その他（ ）
	☒ 提出書類あり	☒ 工法関係（別紙、薬液注入工特記仕様書による） 材料関係（別紙、薬液注入工特記仕様書による）
	☒ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	☒ その他（水質調査の必要あり）	☒ その他（別紙、薬液注入工特記仕様書による）
再生材使用関係	☒ 再生材使用の指定あり	☒ 再生材の種類（ ☒ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシャーラン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂 ） ☒ 再生材が使用出来ない場合の措置（ ☐ 新材に変更 ☐ その他（ ） ☒ 別途協議 ）
	☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	☐ 再生コンクリート砂（1 購入先当たり 1 検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☒ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ）） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリエード・看板・標示板 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	そ の 他	☒ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☒ 現場発生産品あり ☒ 支給品あり ☒ 盛土材等工事間流用あり ☐ 現場環境改善費適用工事 ☐ その他（ ）
	☒ 保管場所（●●事務所資材置場：●●市●●地内） ☒ 品名（Gr-C-4E（塗装）白色） ☒ 品名（Gr-C-4E（塗装）白色） 数量（L=〇〇m） 数量（V=〇〇m3） 期間（令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日予定） 引渡場所（●●事務所資材置場：●●市●●地内） 時期（令和〇年〇〇月〇〇日予定） その他（ ） 引渡場所（ ☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他（ ）） その他（ ） その他（ ） その他（ ）	

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適 用 条 件	☒ 適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和 年 月 日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 ☒ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和〇〇年〇〇月〇〇日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 ☒ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔例示ー（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制台帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：● ● ● ● ☐ 電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「月2回土日完全週休2日制試行工事（発注者指定型）」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書 令和2年4月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書 令和2年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和2年7月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料（ ） ・工事実施計画書（ ） ☐ 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・工事資料（ ） ☐ 「ICT活用工事追加特記仕様書（土工）【発注者指定型】 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ・指定する施工プロセス ①3次元起工測量（指定） ②3次元設計データ作成（指定） ③ICT建設機械による施工（指定） ④3次元出来形管理等の施工管理（ ） ⑤3次元データの納品（ ） ・ICT建設機械の施工 ☐ 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ ☐ 3次元MCまたは3次元MGバックホウ ☐ 「ICT活用工事追加特記仕様書（土工）【施工者希望型】 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事追加特記仕様書（舗装）【施工者希望型】 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ その他（ ）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監督の区分 （共通仕様書 第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)）	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☐ 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☒ 入札時V E方式 ☐ 契約後V E方式 ☐ 設計・施工一括発注方式 ☐ プロポーザル方式 ☒ 総合評価方式	☒ 契約前のV E提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にV E提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☒ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電 子 納 品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ （ ）部）とする。 ☒ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 2年 8月改訂）を適用
産業廃棄物税	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	☒ 建設副産物情報交換システム ☒ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請関係 下請企業 次数制限	☒ 下請企業の次数制限	☒ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
県内企業 使用 管内企業 優先使用	☒ 県内企業の使用、管内又は隣接管内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。また、本建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請けに選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。
県内産製品 優 先 使 用	☒ 建設資材の県内産製品優先使用	☒ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☒ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を 受けた場合の 措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☒ 工事実態調査	☒ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入 対策	☒ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

参考資料

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

(令和6年7月1日) (抜粋)

(1) 〔第1号様式の2〕建設工事請負契約書の条項 (抜粋)

- 第1条 (総 則)
- 第8条 (特許権等の使用)
- 第15条 (支給材料及び貸与品)
- 第17条 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)
- 第18条 (条件変更等)
- 第19条 (設計図書の変更)
- 第20条 (工事の中止)
- 第22条 (受注者の請求による工期の延長)
- 第23条 (発注者の請求による工期の短縮等)
- 第24条 (工期の変更方法)
- 第25条 (請負代金額の変更方法)
- 第27条 (臨機の措置)
- 第50条 (受注者の解除権)

(2) 〔様式-23〕工期延期届

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月 (抜粋)

- 1-1-1-2 用語の定義
- 1-1-1-3 設計図書の照査等
- 1-1-1-16 工事の一時中止
- 1-1-1-17 設計図書の変更
- 1-1-1-18 工期変更
- 1-1-1-22 工事完成図
- 1-1-1-52 設計変更等
- 3-1-1-5 数量の算出
- 3-1-1-7 工事完成図書の納品

3. 三重県建設工事設計変更要領 (令和6年7月1日) (抜粋)

- 第5条 (設計変更の範囲)
- 第7条 (軽微な設計変更)
- 様式3

4. 工事監理連絡会

- (1) 三重県「工事監理連絡会」の実施要領の一部改定について（通知） （抜粋）
- (2) 三重県「工事監理連絡会」実施要領 （令和2年8月1日）
- (3) 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 （令和2年8月1日）

1. 三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱

(令和6年7月1日)

(抜粋)

(1) 〔第1号様式の2〕建設工事請負契約書の条項 [金銭的保証用] (抜粋)

第1条 (総 則)

発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第8条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第15条（支給材料及び貸与品）

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第 17 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最少限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第 18 条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により、設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 19 条（設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、工事内容を変更し、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 20 条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 22 条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 24 条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 25 条（請負代金額の変更方法）

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第 27 条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第 50 条（受注者の解除権）

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときには、この契約を催告によらず直ちに解除することができる。
 - (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) [様式-23] 工期延期届

様式-23

三重県知事

あて

年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号及び
代 表 者 氏 名

工 期 延 期 届

工事請負契約書第 22 条によ る工期の延長を下記の とおり 請求します。

記

工 事 名	
契 約 月 日	
工 期	自 至
延 期 工 期	自 至
理 由	

(注)

1 必要により下記書類を添付すること。

- a 工程表 (契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の 3 工程を対照させ、詳細に記入)
- b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。
- c 写真、図面等

2 理由は詳細に記入すること。

2. 三重県公共工事共通仕様書 令和6年7月 (抜粋)

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

公共工事においては、本仕様で規定されている監督員とは、総括監督員、主任監督員、専任監督員を総称していう。

2. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、1-1-1-8 監督員第4項に示す総括監督員の業務を行う者をいう。

3. 主任監督員

本仕様で規定されている主任監督員とは、1-1-1-8 監督員第4項に示す主任監督員の業務を行う者をいう。

4. 専任監督員

本仕様で規定されている専任監督員とは、1-1-1-8 監督員第4項に示す専任監督員の業務を行う者をいう。

5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

8. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

10. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

11. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

12. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

13. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

14. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

15. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

16. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

17. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

18. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

19. 提示(1)

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

20. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

21. 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

22. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

23. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

24. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

25. 情報共有システム

情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

26. 書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

27. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（三重県 HP「CALS/EC」を参照）に基づき実施しなければならない。

28. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

29. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

30. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

31. 工事管理台帳

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

32. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

33. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

34. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

35. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

36. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

37. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

38. 未制定

39. 工事検査

工事検査とは、三重県建設工事工事検査規則（昭和 40 年 11 月 5 日三重県規則第 81 号）第 3 条に基づく検査をいう。

(1) 完成検査

完成検査とは、検査員が契約書第 32 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

(2) 出来高検査

出来高検査とは、契約書第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

(3) 中間検査

中間検査とは、検査員が三重県建設工事検査規則第 25 条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

40. 検査員

検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

41. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

42. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

43. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

44. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

45. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

46. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

47. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

48. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

49. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

50. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

51. SI

SI とは、国際単位系をいう。

52. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

53. JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

54. 受理

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

55. 工事費積算参考資料

設計図書の他に交付する「工事費積算参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第 1 条でいう設計図書ではない。従って、「工事費積算参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、「工事費積算参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。

56. 提示（2）

提示とは、本条第 19 項のほかに、PC やタブレット等で示し、説明することをいう。

57. 監督員（2）

監督員とは、第 1 項とともに、必要に応じて発注者が配置する補助監督員を含むものとする。

58. 補助監督員

本仕様で規定されている補助監督員とは、1-1-1-8 監督員第 4 項に示す補助監督員の業務を行う者をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査(1)

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

4. 三重県設計変更ガイドライン

「三重県設計変更ガイドライン」に基づき照査を実施するものとする。

5. 「工事監理連絡会」の対象工事

設計図書において、「工事監理連絡会」の対象工事である場合は、設計図書の照査を完了した後、受発注者の協議により「工事監理連絡会」を実施するか否かを決定する。

6. 設計図書の照査(2)

受注者は、第 2 項による設計図書の照査の実施において契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。

1-1-1-16 工事の一時中止

1. 一般事項(1)

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

4. 一般事項(2)

発注者は、第 1 項のほかに以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

(1) 契約書第 16 条に規定する工事用地が確保されない場合

(2) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合

(3) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合

1-1-1-17 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-18 工期変更

1. 一般事項

契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-1-22 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

1-1-1-52 設計変更等

設計変更、一時中止等については、契約書第 18 条～第 25 条及び 1-1-1-17～1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「三重県設計変更ガイドライン」（三重県）及び「工事一時中止に係わるガイドライン」（三重県県土整備部）、「農業農村整備事業における工事一時中止に係るガイドラインについて」（三重県農林水産部）、「漁港漁場関係工事における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県農林水産部）、「森林整備保全事業における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県農林水産部）、「三重県企業庁が所管する工事における工事一時中止に係るガイドライン」（三重県企業庁）による。

掲載箇所：三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照

3-1-1-5 数量の算出

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、建設工事施工管理基準（案）及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1. 一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた工事完成図を工事完成図書として納品しなければならない。なお、維持工事等の簡易な工事においては、監督員の承諾を得て省略することができる。

2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、附属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

3. 未制定

4. 成果品

受注者は、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。

5. 未制定

6. 地質調査の電子成果品等

受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。

なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書の第 118 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。

3. 三重県建設工事設計変更要領 (令和6年7月1日) (抜粋)

第5条 (設計変更の範囲)

設計変更により処理できる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更により増額される金額が当初請負代金額の30%未満かつ3,000万円未満の増額の場合。

ただし、当初請負代金額の30%が100万円に満たない場合は100万円まで増額できる。

(2) 前号の範囲を超える場合であって、現に契約中の建設工事と分離して施工することが困難な場合で様式1により本庁事業課長と協議が整った場合。

(3) 用地測量、地質・土質調査及び建物・工損調査については、やむを得ない理由がある場合には本条本項第1号及び第6条第4項は適用しない。

(4) 設計変更により減額する場合。

2 前項以外は原則として別途契約とする。

第7条 (軽微な設計変更)

設計変更のうち軽微なもの（以下「軽微な設計変更」という。）については、前条第1項にかかわらず、次項の範囲内において、本条第3項の手続きを行ったうえで、変更契約を工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。

2 軽微な設計変更とは、当該建設工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の合計額が、当初請負代金額（本項において、当該軽微な設計変更までに変更契約を締結している場合は「当初請負代金額」を「直近の変更請負代金額」に読み替える。）の10%未満かつ1,000万円未満の場合とする。

ただし、当初請負代金額の10%が100万円に満たない場合は100万円までとすることができる。

3 軽微な設計変更が生じた場合、その都度、様式2により当該建設工事が室長決裁に係るものは室長、所長又は本庁部長決裁に係るものについては所長の決裁を受けた後、様式3により受注者へ通知するものとする。

4 工期の変更は、軽微な設計変更の対象外とする。

様式 3

様式3

軽微な設計変更通知書				
		第 号 平成 年 月 日		
受注者		様		
		所長 印		
軽微な設計変更の通知について(第 回)				
下記の建設工事について、三重県建設工事設計変更要領第7条の規定に基づき、設計変更することを通知します。 なお、請負代金額の変更契約は、後日締約のうえ行います。				
記				
施行番号				
工事番号				
工 事 名				
工事場所				
設計変更による 概算増加(減少)額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	(	円 円)	工 期	
設計変更の内容				

4. 工事監理連絡会

(1) 三重県「工事監理連絡会」の実施要領の一部改定について（通知）（抜粋）

県土 第28-48号

令和2年 7月28日

関係所長 様

関係課長 様

県土整備部理事

（三重県公共事業総合推進本部副本部長）

三重県「工事監理連絡会」実施要領の一部改定について（通知）

このことについて、下記のとおり一部改定しましたので通知します。

記

1. 添付資料

三重県「工事監理連絡会」実施要領

2. 改定内容

「工事監理連絡会」に出席する設計者（設計コンサルタント等）への費用負担について

3. 適用年月日

令和2年8月1日以降、起案にかかるものから適用

（２）三重県「工事監理連絡会」実施要領 （令和２年８月１日）

１．目 的

公共工事の発注者は、事前に施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件について明示することとされている。

しかしながら発注者による事前調査には限界があり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こり、場合によっては、工事の遅延等円滑な施工に影響が生じることがある。こうしたことを踏まえ、受注者、設計者及び発注者による「工事監理連絡会」は、設計図書と現場との整合性・設計意図の確認などを行い、必要な設計変更の対応について協議し、もって、工事施工、事業執行の円滑化を図ることを目的として実施するものである。

２．「工事監理連絡会」の対象工事の選定

工事発注時に発注者は、設計業務委託の成果を基に発注する全ての工事を対象とし、受注者が施工前に実施する設計図書の照査を完了した後、受発注者の協議により「工事監理連絡会」を実施するか否かを決定する。

なお、施工途中で受発注者が協議し必要と判断した場合は「工事監理連絡会」を実施することができる。

３．「工事監理連絡会」の構成員

（１）受注者：現場代理人、監理技術者又は主任技術者。なお、必要に応じ専門工事業者等を参加させることができる。

（２）設計者：詳細設計等（調査解析を含む）を実施した設計コンサルタントの管理技術者、担当技術者、または設計・施工条件等を説明できる者。なお、必要に応じ測量及び地質調査業者も構成員とすることができる。

（３）発注者：工事発注事業課・工事統括課等職員（課長含む）

なお、工事監理連絡会に出席する設計者の費用負担の取扱は、別紙-１のとおりとする。

４．「工事監理連絡会」の実施

（１）実施時期

・受注者による設計図書の照査完了後、なるべく早い段階で実施する。

（２）実施回数

・実施回数は、原則として１工事につき１回とする。ただし、受発注者協議のうえ、発注者が必要と認めた場合は、複数回実施できる。

（３）構成員の招集

・「工事監理連絡会」を実施する場合は、発注者が構成員を招集する。

5. 「工事監理連絡会」の協議の対象とする事項

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) 三重県公共工事共通仕様書3-1-1-7（数量の算出）に関する事項

6. 実施内容・手順等

(1) 受注者が行う設計図書の照査

- ・受注者は、「三重県公共工事共通仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等」により設計図書の照査を実施し、監督員に資料を書面により提出する。

(2) 「工事監理連絡会」の実施

- ・受注者による設計図書の照査結果に基づき、受発注者の協議により、下記事項を参考として、「工事監理連絡会」を実施するか否かを決定する。

①重要構造物を含む工事

- ②現場条件で不確定な要素を有しているため、現場精査により、構造物の設計に変更が生ずる恐れのある工事

③新技術・新工法を活用する工事

④作業工程に制約のある工事

⑤その他受発注者が必要とする工事

- ・「工事監理連絡会」を実施する場合、受注者は様式-3の「質問」欄に質問事項を記入の上、必要に応じ詳細資料を添付して監督員に提出する。
- ・発注者は、受注者から提出された様式-3の質問内容の確認を行い、開催時期及び出席が必要な関係者について検討・調整を行ったうえで様式-1により設計者に対し出席要請を行う。

(3) 「工事監理連絡会」の運営

1) 「工事監理連絡会」実施前の手続き

- ・発注者は「工事監理連絡会」の実施に先立って、受注者から提出された質問事項（様式-3）及び添付資料を設計者に送付する。設計者は質問内容について、様式-3の「回答」欄に回答を記入し発注者へ提出する。
- ・発注者は、設計者から提出された様式-3について内容を確認したうえで「工事監理連絡会」の実施日までに受注者へ送付する。

2) 「工事監理連絡会」の実施

- ・発注者は工事監理連絡会の実施時に本連絡会の趣旨説明を行い、設計者に対する問題点の指摘等を目的としない旨の説明を行う。
- ・詳細設計を実施した設計者は、当該工事に係る詳細設計成果と詳細設計照査報告書等により設計意図等を説明する。また、発注者は必要に応じ補足説明を行う。
- ・受注者の質問内容は、設計者又は発注者が回答する。
- ・受注者、設計者及び発注者は、設計図書と現場の整合性、設計意図の確認などを行ったうえで、当該工事に関し必要な設計図書等の修正内容を確定するとともに、その対応を協議する。
- ・なお、必要に応じ「工事監理連絡会」による現場調査を実施することができる。

(4) 確認書の作成

- ・発注者は「工事監理連絡会」での協議確認事項を確認所（様式－２）に取りまとめ、関係者相互の確認を行うこととする。

また、必要な設計図書の修正内容を確定し、修正等の実施者・負担者を明確にしたうえで、「①設計者による修正」、「②受注者による修正」、「③発注者による修正」の区分を確認書に明示する。

7. 工事発注時の特記仕様書記載

工事発注時には、別紙－２により条件明示を行う。

8. 「工事監理連絡会」の実施報告

実施機関（発注機関）は、当該年度で「工事監理連絡会」を実施した工事について、毎年３月３１日までに各部の本庁主管課へ様式－４により報告する。

附 則

この要領は、平成２８年７月１日から施行する。

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

この要領は、令和 ２年８月１日から施行する。

（３）「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書（令和２年８月１日）

１．「工事監理連絡会」の対象工事

本工事は、当該工事の受注者、その設計を担当した設計者及び発注者が参加して、設計図書と現場との整合性、設計意図の確認などを行い、必要な設計図書の修正内容を確定するとともに、その対応を協議する「工事監理連絡会」の実施対象工事である。

「三重県公共工事共通仕様書第１－１－１－３設計図書の照査等」に基づき、受注者が施工前に実施する設計図書の照査を完了した後、受発注者の協議により「工事監理連絡会」を実施するか否かを決定する。なお、施工途中で受発注者が協議し必要と判断した場合は「工事監理連絡会」を実施することができる。

実施回数は、原則として１工事につき１回とする。ただし、受発注者が必要と認めた場合、複数回実施することができる。

２．「工事監理連絡会」の実施に伴う費用

１）「工事監理連絡会」に要する費用は、変更契約時に工事費に計上するものとする。

２）受注者は「工事監理連絡会」に要する費用として、発注者が別途指示する金額を設計を担当した設計者に支払うものとする。

令和２年８月１日

Ⅱ 設計変更事例

◆事例の分類

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法等の変更
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更、工期短縮に伴う変更

※引用文献：「公共土木工事設計変更事例集」山海堂

1-1 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
・予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。
と示されていた。

・一部分について用地交渉が不調。

設計通りの構造での施工は不可能だなあ。



変更設計

・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。
・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】

Point

契約書第19条(設計図書の変更)では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

10

1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

支持地盤の強度が不足しているなあ。



変更設計

・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示
・ボーリング調査を追加
・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示
・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

10

＜参考：変更設計該当条項 例＞
契約書第18条第1項第4号(条件変更等)、第20条第1項(工事の中止)

1-3 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率を見直さなければ。



変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示
・変更後の薬液注入率で費用を計上

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。(※) この場合、薬液注入率の変更を設計変更審査会等を通じて明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、追加特記仕様書で「条件明示」している。¹

<参考：変更設計該当条項 例>
契約書第18条第1項第4号（条件変更等）

2-1 工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示すると示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管があるね！



変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。
・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上。

Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。
【契約書第18条(条件変更等)】

1C

<参考：変更設計該当条項 例>
契約書第18条第1項第4号（条件変更等）

3-1 施工数量の増減

変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。
また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議する。
と示されていた。

・一部用地において所有者との交渉が難航。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。
・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上。

Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条(設計図書の変更)】

11

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第19条(設計図書の変更)、第20条第1項(工事の中止)

3-2 施工数量の増減

変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていないかった。

・当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。
・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第19条(設計図書の変更)】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

11

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第19条(設計図書の変更)、第20条第1項(工事の中止)

4-1 施工方法等の変更

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。

・渇水のために水質汚濁が危惧された。



変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示。
・変更積算は濁水処理設備等について計上。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が設計変更審査会で検討されたもの。

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第18条第1項第5号（条件変更等）

4-2 施工方法等の変更

変更事例

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波パイロハンマ、引き抜きを電動式パイロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。



変更設計

・受注者と協議のうえ、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。
・特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第18条第1項第4号（条件変更等）

4-3 施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示。
・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

11

<参考：変更設計該当条項 例>
契約書第 18 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

4-4 施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入り口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

現道切り回し作業は夜間にしてください。



変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。
①夜間作業の区分
②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数
③夜間作業の変更に伴う工期の延長
・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

11

<参考：変更設計該当条項 例>
受注者が警察協議をした場合、契約書第 18 条第 1 項第 5 号（条件変更等）

4-5 施工方法等の変更

変更事例

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
Φ○○×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議。
と示されていた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。
・ウェルポイント工法の費用を計上。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

11

<参考：変更設計該当条項 例>
契約書第18条第1項第4号（条件変更等）

5-1 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理出来ない場合は、監督職員と協議。
と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。



変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第20条(工事の中止)】

Point

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込み時期を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

11

5-2 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初、特記仕様書には排水計画を作成し監督員と協議する。
と示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、ガイドラインに基づき「基本計画書」の作成を行う。
・工事一時中止に伴う増加費用を計上。
【契約書第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

11

5-3 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。



変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表）
・工期の延長

【契約書第21条（受注者の請求による工期の延長） 第23条（工期の変更方法）】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。

12

5-4 工期短縮に伴う変更

変更事例

当初設計時点の現場条件に違いがあり〇〇工を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のままで施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・〇〇工種はなかった

・〇〇工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。



変更設計

・受発注者間で〇〇工種追加に伴う工程上の影響を確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

例

- ・施工時間の延長
- ・建設機械の増

Point

工種追加により、作業が増えているが工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、その影響について必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

12

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）

5-5 工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により2ヵ月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1ヵ月とし、1ヶ月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計工程：〇ヵ月

・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1ヵ月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった



変更設計

・受発注者間で1ヵ月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。

例

- ・プレキャスト導入に伴う増
- ・建設機械の増
- ・夜間施工に伴う増

Point

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

12

<参考：変更設計該当条項 例>

契約書第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）